

令和3年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程

日 時 令和3年3月24日(水)
午後1時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和3年第2回定例会会議録の承認

3. 令和3年第1回臨時会会議録の承認

4. 会議録署名委員の指名

5. 議事

日程第1 議第19号 高島市文化財保護審議会委員の任命について

日程第2 議第20号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第3 議第21号 高島市立学校産業医の委嘱について

日程第4 議第22号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

日程第5 議第23号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

日程第6 議第24号 高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案

日程第7 議第25号 教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて

日程第8 議第26号 高島市中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

日程第9 議第27号 高島市特定事業主行動計画案

6. 報告事項

報告第3号 高島市新旭森林スポーツ公園休館日の変更について

報告第4号 高島市高島B&G海洋センター開館時間および休館日の変更について

報告第5号 令和3年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

報告第6号 高島市教育施設長寿命化計画の策定について

7. 今後の日程

令和3年第3回定例会座席表

教育委員 川原林 正英	教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美子
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之
学校教育課長 村田 秀俊
学事施設課長 辻 信孝
学校給食課長 長瀬 千恵美

高島市役所 新館
2階 教育委員会室

教育長	1
教育委員	4
説明員	11
事務局	2
合計	18

教育総務部長 田谷 伸雄
教育総務部次長 社会教育課長 饗庭 眞二
教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
教育総務課長 加藤 勝己
文化財課長 松田 邦幸

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉		図書館長 玉木 健史	市民スポーツ課長 竹井 正人
----------------------	----------------------	--	---------------	-------------------

事務局

入口

傍聴席

議第20号

高島市文化財保護審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和3年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市文化財保護審議会委員の任命について

高島市文化財保護審議会設置条例（平成17年高島市条例第142号）第4条の規定により、高島市文化財保護審議会委員に次の者を任命することにつき、議決を求める。

記

氏名	所属等	分野	新任・再任
青木 繁	元滋賀県立朽木いきものふれあいの里館長	天然記念物	再任
東 幸代	滋賀県立大学人間文化学部教授	書跡	再任
大塚 活美	元京都文化博物館学芸員	民俗文化財	再任
加藤 賢治	成安造形大学芸術学部准教授	民俗文化財 地域文化	再任
下坂 守	京都国立博物館名誉館員	美術工芸 博物館運営	再任
高橋 克壽	花園大学文学部教授	史跡	新任
登谷 伸宏	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系准教授	建造物	新任

山下 立	安土城考古博物館学芸員	美術工芸	再 任
------	-------------	------	-----

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議第 20 号

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱（平成 29 年高島市教育委員会告示第 22 号）第 4 条の規定により、高島市地域学校協働活動推進員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏 名	学 校 区	新任・再任
中村 眞奈美	高島中学校区	再 任

任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議第 2 1 号

高島市立学校産業医の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校産業医の委嘱について

労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、高島市立学校産業医に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏 名	所 属 等	備 考
本多 朋仁	本多医院	開業医

任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

議第 2 2 号

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 3 条第 3 項の規定により、
高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師に次の者を委嘱すること
につき、議決を求める。

記

別紙のとおり

学校医・学校歯科医・学校薬剤師 委嘱者一覧

医院名	担当医	担当校
学校医（内科）	15名	
マキノ病院	河原 敦	マキノ東小・マキノ西小・マキノ南小 マキノ中
あいりんクリニック	前田 昌彦	今津北小・朽木東小・朽木西小・朽木中
おかだ小児科医院	岡田 清春	今津東小
藤井医院	藤井 恒夫	今津中
前川クリニック	前川 源司	今津東小・今津中
けいこピュアクリニック	岸本 景子	今津東小・今津中
東医院	東 正久	青柳小
小泉クリニック	小泉 聡	安曇小・安曇川中
多胡クリニック	多胡 博雄	安曇小・本庄小・安曇川中
氷室内科医院	氷室 実	安曇川中
おざさ医院	小篠 一彦	高島小・高島中
片岡クリニック	片岡 謙	新旭南小・湖西中
湖西クリニック	納富 隆	新旭南小・湖西中
澤村クリニック	澤村 五茂	新旭北小
本多医院	本多 朋仁	新旭北小
学校医（耳鼻科）	1名	
山内耳鼻いんこう科	山内 一浩	マキノ東小・マキノ西小・マキノ南小 マキノ中 今津東小 ・今津北小 ・今津中 朽木東小 ・朽木西小 ・朽木中 安曇小 ・青柳小 ・本庄小 安曇川中 高島小 ・高島中 新旭南小 ・新旭北小 ・湖西中
学校医（眼科）	3名	
中西眼科医院	中西 紀典	マキノ東小・マキノ西小・マキノ南小 マキノ中 今津東小 ・今津北小 ・今津中 朽木東小 ・朽木西小 ・朽木中
はれやま眼科	晴山 正志	安曇小・青柳小・本庄小・安曇川中
やすはら眼科クリニック	安原 徹	高島小 ・高島中 新旭南小・新旭北小・湖西中

医院名	担当医	担当校
学校歯科医	17名	
林歯科医院	撰 能理子	マキノ西小・マキノ南小・マキノ中
藤本歯科医院	藤本 篤	マキノ東小
弘部歯科医院	弘部 健次	今津東小・今津中
堀井歯科医院	堀井 長幸	今津北小・今津中
前川歯科医院	前川 幹男	今津東小・今津中
原田歯科医院	原田 直一	今津東小
おおやま歯科クリニック	大山 恒徳	安曇小・安曇川中
なかの歯科	中野 公	安曇川中
安原歯科医院	安原 善蔵	本庄小
山本歯科医院	山本 修	朽木西小・安曇小・安曇川中
横木歯科医院	横木 薫	青柳小
あだち歯科クリニック	足立 剛	朽木東小・朽木中
かくたに歯科クリニック	角谷 慶範	高島小
安原歯科医院	安原 善樹	高島中
野上歯科医院	野上 昌義	新旭北小
藤本歯科医院	藤本 洋子	湖西中
まつだ内科・歯科クリニック	松田 直哉	新旭南小
学校薬剤師	14名	
共創未来高島薬局	瀧 江都子	マキノ東小・マキノ西小
調剤薬局マリーン	吉村 光弘	マキノ南小・マキノ中
りんご薬局	林 真吾	今津東小
たんぽぽ薬局 高島店	岡尾 弘美	今津北小
フタバ薬局 新旭店	沖津 敏子	今津中
ケーエーシー薬局	上村 るり子	朽木東小・朽木中
たかひげ調剤薬局	宮川 仁紀	朽木西小
-	保井 洋平	安曇小・安曇川中
ルックドイ薬局 安曇川店	戸井 恵子	青柳小
ユタカ薬局安曇川	岡田 慎也	本庄小
ふれあい薬局/今津	手柴 順子	高島小・高島中
ひかり薬局	藤原 栄子	新旭南小
とうじゅ薬局	山川 邦之	新旭北小
みつばち調剤薬局	垣本 修吾	湖西中

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第 2 3 号

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成 3 0 年高島市教育委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、次の者を高島市立学校学校運営協議会委員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

令和3年度 高島市立学校学校運営協議会委員名簿

【小学校】

学校	氏 名	所 属 等	新任・再任
マキノ東小	辻 孝雄	元民生委員・児童委員	再 任
	福井 朝登	令和2年度PTA会長	再 任
	川原林 正宏	令和3年度PTA会長 教員	再 任
	井花 弥生	学校ボランティア	新 任
	高木 亜矢	少年補導委員、マキノ中学校委員	新 任
	磯野 寛子	学校ボランティア	新 任
マキノ西小	出口 健	元青少年育成市民会議会長	再 任
	野崎 正明	石庭区社会教育推進員	再 任
	木下 豊子	主任児童委員	新 任
	奥田 祐多	令和2年度PTA会長 市職員	新 任
	杉本 恵子	令和2年度PTA母親代表	新 任
マキノ南小	水谷 芳純	元民生委員・児童委員	再 任
	岡本 重和	民生委員・児童委員	新 任
	中川 公	元市職員	再 任
	西澤 律子	保護者、卒業生	再 任
	八幡 耕一	龍谷大准教授	再 任
今津東小	中川 和彦	マキノ公民館参与	新 任
	洲寄 トモ子	今津保健所次長	新 任
	鳥居 保典	地元企業社長	新 任
	藤戸 陽介	令和2年度PTA会長	新 任
	湊 裕美	学校ボランティア	新 任
	岩本 忠晴	地域学校協働活動推進員	新 任
今津北小	増田 修学	おうみ通学路交通アドバイザー	再 任
	吉里 昇	学校ボランティア	再 任
	佐々木 善宏	令和元年度PTA副会長 県職員	再 任
	中村 敏子	民生委員・児童委員	再 任
	松井 香奈	保護者	再 任
安曇小	永谷 武久	元PTA会長	再 任
	八代 章	元PTA副会長	再 任
	中村 友則	安曇コミュニティ会長	再 任
	平井 美佐子	元民生委員・児童委員	再 任
	岡本 千穂	令和3年度PTA会長	新 任

学校	氏名	備考	新任・再任
青柳小	川崎 由雅	会社員	再任
	湊田 泰士	地元企業社長	再任
	田中 和男	元民生委員・児童委員	再任
	内田 勝利	青柳コミュニティ会長	再任
	藤野 純一	令和3年度PTA会長	新任
本庄小	吉田 正美	学校ボランティア	再任
	竹原 篤	藤波こども園長	新任
	鈴木 正人	民生委員・児童委員	再任
	八木 武	元民生委員・児童委員	再任
	安原 則子	保護者 学校ボランティア	再任
高島小	北村 一博	高島小学校同窓会理事 地元企業社長	再任
	南寄 利典	元PTA会長	新任
	門地 聡	元PTA会長 保護者	再任
	川那部 京子	保護者 しろふじ保育園保育士	再任
	山本 永子	学校ボランティア	再任
新旭南小	栞原 和恵	少年補導委員	再任
	八田 忍	おうみ通学路交通アドバイザー	再任
	平樂 康男	青少年育成市民会議会長	再任
	森 幸夫	令和2年度大田区長	新任
	川那邊 睦美	元高島市教育委員長	新任
	大林 典子	令和3年度PTA会長	新任
	村井 歩	令和3年度PTA副会長	新任
	川島 和彦	令和3年度PTA副会長	新任
新旭北小	森田 一男	ボランティアサークル代表	再任
	山本 恵子	少年補導委員	再任
	伊庭 郁夫	スポーツ少年団指導者	再任
	中村 出	新旭学童やまびこ理事	新任
	本田 一枝	学校ボランティア 保護者	再任

【中学校】

学校	氏名	備考	新任・再任
マキノ中	青谷 ゆう子	元教員	新任
	田中 裕人	市職員	新任
	小川 祥枝	市職員	再任
	柏原 甚也	元教員・教育会会長	再任
	青谷 寿恵廣	元福祉施設長	新任
	高木 亜矢	学校ボランティア	再任

学校	氏 名	備 考	新任・再任
今津中	永易 晃	サポーター会会長	再 任
	畑中 信子	サポーター会副会長	再 任
	野下 弘	サポーター会元会長	再 任
	森山 敦子	サポーター会会員	再 任
	井上 佳郎	サポーター会会員	再 任
朽木中学校区	清水 信太郎	朽木西小学校同窓会長	再 任
	角田 泰男	朽木西小学校スクールガード	再 任
	尾中 圭	元高等学校長	再 任
	加藤 みゆき	元高島市教育委員	再 任
	藤澤 悟	朽木青少年育成学区民会議会長	新 任
	中川 亮子	朽木地域少年補導員	新 任
	本村 香澄	保護者	新 任
	嶋崎 ひな子	朽木住民福祉協議会会員	再 任
安曇川中	岡島 努	元PTA会長	再 任
	清水 百合子	自営業	再 任
	才川 眞幸	地元企業社長	再 任
	川越 正剛	青柳郵便局長	再 任
	入江 克之	団体職員 B&Gスイミング指導員	新 任
	平井 登志枝	民生委員・児童委員	新 任
	澤 和記	特別養護老人ホーム施設長	新 任
高島中	伊藤 隆樹	保護司 市スポーツ協会会長	再 任
	上野 眞	大津市少年センター所長	新 任
	田中 孝夫	高島公民館 元学校事務職	新 任
	佐倉 好美	自営業	新 任
	中村 眞奈美	地域学校協働活動推進員	新 任
	山本 昌隆	令和3年度PTA会長	新 任
湖西中	山川 和子	元教員	再 任
	川島 美穂	主婦	再 任
	戸上 恵理子	学校ボランティア 保護者	新 任
	加藤 智彦	元市職員	再 任
	服部 哲也	会社役員	再 任
	岸本 広樹	市職員	再 任

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第 2 4 号

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（教育長の専決）

第 4 条 教育長は、次の各号に掲げる事項について、専決することができる。

- (1) 教育委員会および教育機関の職員のうち、主任またはこれに相当する職以下の職員の任免その他の人事（分限処分および懲戒処分を除く。）に関すること。
- (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条第 2 項第 1 号に規定する休職に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決をした場合において、必要があると認めるときは、次の教育委員会の会議においてその概要を報告するものとする。

付 則

この規則は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>(教育長の専決)</u></p> <p><u>第4条 教育長は、次の各号に掲げる事項について、専決することができる。</u></p> <p><u>(1) 教育委員会および教育機関の職員のうち、主任またはこれに相当する職以下の職員の任免その他の人事（分限処分および懲戒処分を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する休職に関すること。</u></p> <p><u>2 教育長は、前項の規定により専決をした場合において、必要があると認めるときは、次の教育委員会の会議においてその概要を報告するものとする。</u></p>

議第25号

教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて
上記の議案を提出する。

令和3年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

教育長の専決処分事項の指定を廃止することについて

教育長の専決処分事項の指定（平成20年4月1日）は、令和3年3月31日に廃止する。

議第 26 号

高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表高島市立朽木中学校寄宿舎の項を削る。

第 3 条の表高島市立朽木中学校寄宿舎の項を削る。

第 4 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

高島市立中学校寄宿舎の管理運営に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 寄宿舎の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(開設期間)</p> <p>第3条 開設期間は、次のとおりとする。ただし、その他の事情が生じた場合は、高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた期間について開設できるものとする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(入舎)</p> <p>第4条 寄宿舎に入舎できる者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 朽木西小学校区の地区に在住する中学生</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>(名称および位置)</p> <p>第2条 寄宿舎の名称および位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(開設期間)</p> <p>第3条 開設期間は、次のとおりとする。ただし、その他の事情が生じた場合は、高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた期間について開設できるものとする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(入舎)</p> <p>第4条 寄宿舎に入舎できる者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

【別記1】

現 行

名称	位置
高島市立今津中学校寄宿舎	高島市今津町弘川204番地1
高島市立マキノ中学校寄宿舎	高島市マキノ町蛭口601番地
高島市立朽木中学校寄宿舎	高島市朽木市場505番地

改 正 案

名称	位置
高島市立今津中学校寄宿舎	高島市今津町弘川204番地1
高島市立マキノ中学校寄宿舎	高島市マキノ町蛭口601番地

【別記2】

現 行

寄宿舎	開設期間
高島市立今津中学校寄宿舎	中学校第3学期中とし、通常1月7日から3月24日まで
高島市立マキノ中学校寄宿舎	12月1日から翌年の3月24日まで
高島市立朽木中学校寄宿舎	12月1日から翌年の3月24日まで

改 正 案

寄宿舎	開設期間
高島市立今津中学校寄宿舎	中学校第3学期中とし、通常1月7日から3月24日まで
高島市立マキノ中学校寄宿舎	12月1日から翌年の3月24日まで

議第 27 号

高島市特定事業主行動計画案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 24 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市特定事業主行動計画案

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 1 項および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、高島市特定事業主行動計画を次のとおり更新することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

高島市
特定事業主行動計画

高島市

すべての職員がいきいきと輝くために

令和3年3月

令和3年3月31日

高島市長

高島市議会議長

高島市選挙管理委員会

高島市固定資産評価審査委員会

高島市代表監査委員

高島市公平委員会

高島市農業委員会

高島市消防長

高島市教育委員会

高島市病院事業管理者

1 目的

この計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の規定および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項に基づき、高島市長、高島市議会議長、高島市選挙管理委員会、高島市固定資産評価審査委員会、高島市代表監査委員、高島市公平委員会、高島市農業委員会、高島市消防長、高島市教育委員会、高島市病院事業管理者が策定する特定事業主行動計画です。

高島市を取り巻く環境は少子高齢化、市外への人口流出、税収減少など多くの課題があり、地方自治を行ううえで、職員の職務遂行能力の向上が一層求められています。

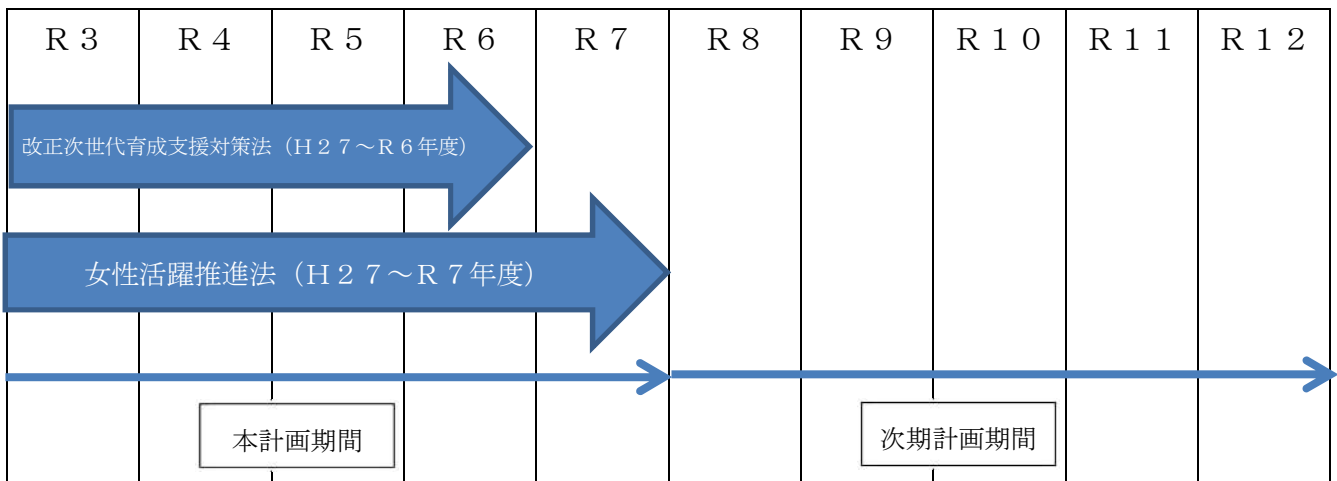
こうした中、個人の能力や個性が十分に発揮され、仕事と家庭の調和を大切にし、すべての職員がいきいきと輝くためには、職員同士がともに助け合い理解し合うことが大切です。高島市役所が、次代を担う子どもたちを健全に育成すること、働く女性の職場生活を充実させること、すべての職員の労働環境をより良く整備することが、市内の企業、事業所の職場改革にもつながることを認識し、この特定事業主行動計画を策定します。

高島市役所では

- ☆ 仕事と生活の調和を推進します。
- ☆ 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。



2. 計画の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的・効果的にこの計画を推進するため、適宜、取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検や課題の分析を行うための検討会議を持ち、成果の集約を行います。

3. すべての職員がいきいきと働くことのできる職場にするための数値目標

この計画の策定については、次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第2項に基づき、すべての職員がいきいきと働くことのできる職場にするために、次のとおり数値目標を設定します。

すべての課題がこの数値目標を達成すれば解決するわけではありませんが、数値目標の達成に伴い、その他の課題についても相乗効果として解決する可能性を秘めています。そのためには、一人一人の職員が、「なぜここに課題があるのか。課題となっている原因はどこにあるのか。」に気づき、共に解決していく気持ちを持つことが大切です。

(1) 全部局における数値目標

- 令和7年度までに、男性の育児休業取得率を、令和元年度実績（11.1%）から、20%にする。
- 令和7年度までに、男性の配偶者出産休暇取得率を、令和元年度実績（25.9%）から、80%にする。
- 令和7年度までに職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数を、令和元年度実績（12時間10分）から令和3年度から令和4年度までは10%ずつの削減を目標とし、令和5年度から令和7年度にかけては前年度の目標値から5%ずつの削減を目標とし、8時間30分にする。
- 令和7年度までに、有給休暇取得率を、令和元年度の実績平均45%（付与日数20日中9日）から、平均70%（付与日数20日中14日）にする。
- ワーク・ライフ・バランスに関する研修会を毎年開催する。

(2) 市長部局等における数値目標

- 令和7年度までに、女性管理職の割合を、令和2年4月現在の実績（36.3%）から、40%以上にする。

(3) 消防本部における数値目標

- 令和7年度までに、女性消防吏員比率を、令和2年4月現在の実績（3.8%）から、5%にする。

(4) 高島市民病院における数値目標

- 令和7年度まで、女性管理職の割合を、令和2年4月現在の実績（66.7%）

に基づき60%以上を維持する。

4. 目標を達成するための取り組み計画と実施時期

3. で掲げた数値目標やその他の目標の達成に向け、以下に掲げるⅠからⅢの3つの視点から取り組みを実施します。

Ⅰ 採用において

国および地方国共団体における採用者に占める女性職員の割合は、事業主ごとに様々ですが、多くの女性が活躍できるよう、その入口となる女性職員の採用の拡大は重要です。

公務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、職務・職員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動を実施することが必要と考えられます。

高島市の過去3年間の職種別採用人数の推移を見てみると、市長部局等においては、一般事務については、年々女性採用者割合が増加傾向にあり、保育士・保健師等については依然として女性採用率が圧倒的に高くなっております。

消防本部においては、以前は女性消防吏員の採用はほとんどありませんでしたが、ここ3年間で女性消防吏員の採用が増加傾向にあります。

市民病院においては、医師の女性採用者数が少ないですが、医療技術等や看護師にあっては、女性採用者数は多い傾向にあります。

採用者数

() 内はうち女性

	職種	H30年度	R元年度	R2年度
市長部局・教育委員会等	一般事務	12 (4)	9 (5)	9 (5)
	保育士	6 (5)	—	3 (2)
	保健師等	5 (3)	1 (1)	3 (2)
消防	消防吏員	3 (1)	1 (0)	2 (1)
市民病院	医師	10 (0)	9 (1)	9 (1)
	医療技術等	3 (3)	3 (3)	4 (3)
	看護師	13 (13)	9 (8)	12 (9)

取り組み計画

	市長部局 教育委員会等	消防本部		市民病院
目的	女性職員の積極的な採用	女性消防吏員の積極的な採用	女性消防吏員受入のための環境整備	継続した採用広報活動
毎年度	採用にかかる広報活動の実施	採用にかかる広報活動の実施	女性消防吏員受入のための環境整備の実施	事業所の男女構成比率の特性から考えて現状を維持

II キャリア形成と管理職への登用

女性職員の登用を阻害する要因として、出産・育児による時間制約等により、継続した十分な職務経験が蓄積できないこと、キャリアプランが不明確であること、ロールモデルとなる先輩女性職員が少ないこと等が考えられますが、組織や職種により実態が異なることから、各部局の実情に合った取り組みが必要です。

具体的には、職域拡大等による多様な職務機会の付与や、能力・意欲向上のための研修に積極的に参加させること、活躍する先輩女性職員が歩んできたキャリアパスの事例や経験談の紹介を通じて、女性職員の意欲向上、計画的な育成やキャリア形成支援を図っていくことが重要です。

市長部局等の管理職（参事級以上）に占める女性の割合は年々上昇しています。

また、正規職員の勤務勤続年数を見てみると、男性に比べて女性は3年程度短くなっているものの、平成27年度時点は5年程度短かったことから、徐々にではあるものの女性職員の定着化が進んでいます。今後においても、育児や家事等による不安などにより途中退職をされることがないように、経験や事例を話せる先輩女性職員を育成し、女性職員の意欲向上、計画的な育成やキャリア形成支援を図っていくことが重要です。

市民病院においては、職務内容の専門性から、専門職としてのキャリア形成支援はできているものの、管理職登用後のマネジメント能力については育成に不安を持っており、リーダーシップやマネジメント能力を伸ばす研修の実施が重要です。

女性管理職割合

(人)

		H30 年度	R 元年度	R2 年度
市長部局・教育委員会等	男性管理職	143	135	130
	女性管理職	64	72	74
	女性管理職割合	30.9%	34.8%	36.3%
消防	男性管理職	26	27	26
	女性管理職	1	1	1
	女性管理職割合	3.7%	3.6%	3.7%
市民病院	男性管理職	17	15	16
	女性管理職	34	36	32
	女性管理職割合	66.6%	70.6%	66.7%

組織全体の平均勤続年数

H31.4.1		R2.4.1	
男	女	男	女
16.3年	13.6年	16.6年	13.9年

取り組み計画

	市長部局・ 教育委員会等 消防本部	市長部局・ 教育委員会等	消防本部	市民病院
目的	キャリアプラン の明確化とロー ルモデルの育成	参事級以上の職に 占める女性割合の 向上	消防吏員に占める女 性割合の向上	リーダーシップや組 織マネジメントに関 する外部研修への積 極的な派遣
R3 年度	キャリア形成支 援プロジェクト 活動とロールモ デルの育成活動	参事級以上の職に 占める女性割合を 37%に	消防吏員に占める女 性割合を3.8%に	リーダーシップや組 織マネジメント研修 への参加
R4 年度	キャリア形成支 援プロジェクト 活動とロールモ デルの育成活動	参事級以上の職に 占める女性割合を 38%に	消防吏員に占める女 性割合を4.7%に	リーダーシップや組 織マネジメント研修 への参加
R5 年度	キャリア形成支 援プロジェクト 活動とロールモ デルの育成活動	参事級以上の職に 占める女性割合を 38%に	消防吏員に占める女 性割合を4.7%に	リーダーシップや組 織マネジメント研修 への参加
R6 年度	キャリア形成支 援プロジェクト 活動とロールモ デルの育成活動	参事級以上の職に 占める女性割合を 40%に	消防吏員に占める女 性割合を5%に	リーダーシップや組 織マネジメント研修 への参加
R7 年度	キャリア形成支 援プロジェクト 活動とロールモ デルの育成活動	参事級以上の職に 占める女性割合を 40%に	消防吏員に占める女 性割合を5%に	リーダーシップや組 織マネジメント研修 への参加

Ⅲ 働き方の改革

女性職員が活躍できる職場を作るためには、男女双方の職員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。中でも、長時間労働は、その職場における女性職員の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性の家事・育児・介護等の分担を困難にし、その男性職員の配偶者である女性の活躍の障壁ともなります。

時間に制約のある職員を含むすべての職員が、十分な能力を発揮できるよう、男女を通じて長時間勤務を是正し、限られた時間の中で集中的・効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、時間当たりの生産性を高め、組織の競争力を高めることにも貢献するものであることから、これまでの価値観や意識を大きく改革するとともに、職場における仕事の抜本的な改革、働く時間と場所の柔軟性を進めることが重要です。

高島市の状況を見てみると、時間外勤務については男性の方が多い傾向にあります。育児休業については、令和元年度実績で男性職員3人（取得率11.1%）、女性職員18人（取得率100%）であり、また、男性の配偶者出産休暇の取得については、令和元年度実績で7人が取得し、取得率25.9%であり、男性の育児休業取得率ならびに配偶者出産休暇取得率はともに平成26年度実績では0%であったため、かなりの改善がみられます。ただ、制度そのものがあまり知られておらず、配偶者の出産の際にも代休や有休を利用することが多くみられ、育児から介護まで、あらゆる年齢層において直面する課題に対し、職員の相互理解のもと組織として支え合う風土を醸成することが必要です。

妊娠・出産・育児・介護に関する休暇制度や、多様な勤務形態のあり方が十分に周知・理解されていないことから、まずは周知を行い、育児や介護に携わる職員も、そうでない職員も、みんなが理解し協力し合える体制づくりを実施していきます。

消防職員や市民病院などの交代勤務を実施している職場については、休暇を取得しようとする、必ず代わりに勤務する職員が必要になり、一般事務職員よりも周りへの影響が大きくなることから、より助け合いとお互いさまの考え方をもち、制度を正しく理解し、活用していくことが必要です。

年間時間外勤務時間数（R元年度）

		対象人数	年間合計	一人平均
市長部局・ 教育委員会等	男性	182人	30,692時間	169時間
	女性	164人	12,403時間	76時間
消防本部	男性	75人	3,824時間	51時間
	女性	2人	68時間	34時間
市民病院	男性	75人	21,608時間	288時間
	女性	136人	24,128時間	177時間

取り組み計画

市長部局・教育委員会等・消防本部・市民病院				
目的	有給休暇取得率の向上	時間外勤務を縮減	ワーク・ライフ・バランスに関わる休業・休暇制度の周知と適正な活用	男性の育児休業取得率と配偶者出産休暇取得率の向上
R3 年度	平均取得率を50%（10日）に	職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数を、令和元年度実績から10%削減し、11時間にする。	ワーク・ライフ・バランスに関わる研修の実施	男性の育児休業取得率15%に 配偶者出産休暇取得率40%に
R4 年度	平均取得率を55%（11日）に	職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数を、令和3年度目標値から10%削減し、9時間50分にする。	ワーク・ライフ・バランスに関わる研修の実施	男性の育児休業取得率16%に 配偶者出産休暇取得率50%に
R5 年度	平均取得率を60%（12日）に	職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数を、令和4年度目標値から5%削減し、9時間20分にする。	ワーク・ライフ・バランスに関わる研修の実施	男性の育児休業取得率17%に 配偶者出産休暇取得率60%
R6 年度	平均取得率を65%（13日）に	職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数を、令和5年度目標値から5%削減し、8時間50分にする。	ワーク・ライフ・バランスに関わる研修の実施	男性の育児休業取得率18%に 配偶者出産休暇取得率70%
R7 年度	平均取得率を70%（14日）に	職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数を、令和6年度目標値から5%削減し、8時間30分にする。	ワーク・ライフ・バランスに関わる研修の実施	男性の育児休業取得率20%に 配偶者出産休暇取得率80%に

5. 計画の推進

この計画は、令和3年度から取り組みますが、取り組みの成果については一朝一夕で出るものではありません。そして、次世代育成支援対策推進法については令和6年度まで、女性活躍推進法については令和7年度までの時限立法ですが、その期間だけ労働環境を整備すればよいではありません。この計画の数値目標の達成については努力義務となっていますが、高島市役所では今後も市内の事業所の良き手本となるよう、継続して職場改革を進めていくことが必要です。そのためには、以下のことを各任命権者の共通の約束として、この計画を推進します。

各任命権者共通の約束

- ・全職員を対象に働きやすさについてのアンケートを実施すること。
- ・毎年、取り組みの達成度について確認、点検を行うこと。
- ・必要があれば、計画の見直しを行うこと。
- ・この計画や働く環境について周知するための説明会や研修を適宜開催すること。
- ・そのほか、周りの職員の働きやすさについて心配りすること。

6. おわりに

目標を達成するためには、職員の意見を広く聴き、その意見を反映し、職員同士が協力し、お互いを思いやりながら進めていくことが不可欠です。

すべての職員がいきいきと輝くために、職場全体で職場生活と家庭生活の改革の推進に取り組んでいきましょう。

報告第3号

高島市新旭森林スポーツ公園休館日の変更について

高島市新旭森林スポーツ公園の設置および管理に関する条例（平成17年条例第364号）第12条の規定に基づき、高島市新旭森林スポーツ公園の休館日を別紙のとおり変更することとしたので報告する。

令和3年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市新旭森林スポーツ公園休館日の変更について

1 適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 休館日を変更する日

条例で定める休館日	変更しようとする休館日
(1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）	(1) 11月1日から翌年の3月31日までの火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日	(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

3 変更の理由

需要が多い時期（4月～10月）に休館日を設けずに開館し、より多くの市民の方が利用できるようサービスの向上を図ることで、市民のスポーツ振興と健康の保持増進につなげるため。

4 根拠規則

高島市新旭森林スポーツ公園の設置および管理に関する条例（抜粋）

第12条（指定管理者による開館時間等の変更）

指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

5 利用者への周知の方法

施設のホームページ、館内ポスター、チラシ等の掲示

報告第4号

高島市高島B&G海洋センター開館時間および休館日の変更について

高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成17年条例第365号）第12条の規定に基づき、高島市高島B&G海洋センターの開館時間および休館日を別紙のとおり変更することとしたので報告する。

令和3年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市高島B&G海洋センター開館時間および休館日の変更について

1 適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 開館時間を変更する時間

条例で定める開館時間	変更する開館時間
<p>(1) 体育館 午前9時から午後10時まで</p>	<p>(1) 体育館 午前9時から午後10時まで（ただし、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）および日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとする。）</p>
<p>(2) 温水プール（夜間） 午後6時から午後9時まで</p>	<p>(2) 温水プール（夜間） 午後6時から午後9時まで（ただし、休日および日曜日を除く。）</p>
<p>(3) ジムルーム（午後・夜間） 午後1時30分から午後9時30分まで</p>	<p>(3) ジムルーム（午後・夜間） 午後1時30分から午後9時30分まで（ただし、休日および日曜日にあつては、午後1時30分から午後4時30分まで）</p>
<p>(4) 屋根付多目的広場 午前9時から午後10時まで</p>	<p>(4) 屋根付多目的広場 午前9時から午後10時まで（ただし、休日および日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで）</p>
<p>(5) 運動公園グラウンド 午前9時から午後10時まで</p>	<p>(5) 運動公園グラウンド 午前9時から午後10時まで（ただし、休日および日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで）</p>

3 開館時間を変更する理由

利用者の少ない時間に清掃やメンテナンス作業を集中して行い、施設の環境整備を整え、サービスの向上を図るため。

4 休館日を変更する日

条例で定める休館日	変更する休館日
(1) 艇庫 10月1日から翌年の5月31日まで	(1) 艇庫 12月28日から翌年の3月31日まで

5 休館日を変更する理由

利用の利便性向上を図るとともに、利用ニーズに合致させるため。

6 根拠規則

高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例（抜粋）

第12条（指定管理者による開館時間等の変更）

指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

7 利用者への周知の方法

施設のホームページ、館内ポスター、チラシ等の掲示

報告第5号

令和3年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和3年3月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和3年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和3年3月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

**令和3年3月 高島市議会定例会
一般質問通告事項（会派代表）および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議 席	氏 名		
9日 (火)	項目毎	1	17 番	市民クラブ 高島の虹 早川 康生 議員	① 市長の新未来政策について	P1～6 市長
		2	11 番	高島創生会 磯部 亜希 議員	① これからの高島市の政策について	P7～18 市長、教育長
		4	12 番	至誠会 廣部 真造 議員	① 喫緊の課題や持続可能な市政運営について	P19～29 市長
		3	14 番	日本共産党 高島市議団 森脇 徹 議員	① 地域区分見直しの介護保険事業は、新たな介護福祉の充実につながるか	P30～31 市長
				② 生活困窮者へのコロナ特例支援策の延長や、各種福祉施策支援を	P32～34 市長	
				③ コロナ危機2年目、子どもの全面的な発達をどう保障するか	P35～37 教育長	
				④ 産廃施設課題で、市長の考えを問う。市長が県に意見できる規定を	P38～40 市長	

**令和3年3月 高島市議会定例会
一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答弁書作成部局
			議席	氏 名		
10日 (水)		1	9 番	澤本 長俊 議員	① 「子育てするなら高島市」の実現に向けて	P1~3 子ども未来部長
		2	3 番	中川 あゆこ 議員	① 「みんなで市の歌をつくろう」新型コロナウイルスを乗り越えて、さらに豊かな高島市へ	P4~5 政策部長
	項目毎	3	5 番	板持 文子 議員	① 広域化も含めて可燃ゴミのエネルギー化について	P6~9 環境部長
					② 市民目線に立った市の広報のあり方について	P10~12 政策部長
	項目毎	4	1 番	今城 克啓 議員	① 地方分散型の社会に向けたまちづくりについて	P13~17 政策部長 商工観光部長 教育総務部長
					② 高等専門学校の高島市内への誘致について	P18~19 政策部長
	全項目	5	4 番	早川 浩徳 議員	① 公共交通の観光客利用の促進について	P20~22 都市整備部長
					② 環境センター後継処理施設の今後の進め方は	P23~25 環境部長
	項目毎	6	7 番	山下 巧 議員	① 安全・安心で快適な学校教育環境整備について	P26~27 教育指導部長
					② 新型コロナウイルス感染症対策について	P28~32 健康福祉部長 商工観光部長 政策部長
	11日 (木)	項目毎	7	15 番	福井 節子 議員	① コロナ禍から市民の命と健康を守るために
					② 市が進めた安曇川駅前再開発の結末と市民への影響	P4~6 健康福祉部長 子ども未来部長
全項目		8	8 番	藤田 昭 議員	① JR安曇川駅送迎スペースの確保について	P7 都市整備部長
					② 環境センターの経過と現施設での建替えについて	P8~10 環境部長
		9	16 番	高木 広和 議員	① 介護人材確保対策について	P11~14 健康福祉部長
		10	2 番	藍原 章 議員	① 高島市の新型コロナウイルスワクチン接種の取り組みについて	P15~17 健康福祉部長
項目毎	11	6 番	是永 宙 議員	① 不登校児童生徒へのサポートについて	P18~20 教育指導部長 子ども未来部長	
				② 新型コロナ感染症対策による音楽団体に対する公民館の利用規制について	P21~22 教育総務部長	
				③ 江若鉄道・今津駅舎について	P23~24 教育総務部長 商工観光部長	

令和3年3月9日

磯部議員

（質問番号1）これからの高島市の政策について

8. 令和の日本型学校教育について

教育長答弁

（答）磯部議員の8点目「令和の日本型学校教育について」のご質問にお答えいたします。

令和3年1月26日付け中央教育審議会答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」とされたところであります。そのような中で議員ご指摘のように今年度は、新型コロナウイルス感染症対策が求められる教育現場におきましては、協働的な学びとなる対話や交流について様々な創意工夫が求められております。

そのため、市内小中学校では、タブレット型端末に各自が書き込んだ意見を学級の友達と即座に共有し、友達の考えに気づくことができる授業支援システムを活用した授業や、感染症対策に留意しながら、工夫を凝らした体験学習等を実施して、協働的な学びに取り組んでまいりました。さらに、遠隔会議システムを活用することによりまして、他地域の学校の子どもたちや海外の人とつながって意見を交換し合ったり、博物館や大学等の専門家のお話を聞いたりすることも可能となり、これまで以上に多様な人々とつながって、協働的な学びが実現できるようになるものと考えております。

今後は、新しい生活様式のもと、これまでからも大切にしていまいりました子ども同士の学び合いや様々な体験活動、そして、地域学校協働活動を通しての地域の大人との交流、さらにはICTを活用した遠隔地とつないだ新たな学習活動など、協働的な学びを一層工夫して、確かな学力をはじめとする生きる力を育ててまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

1 遠隔会議システムとはどのようなものなのか

教育長答弁

(答) お答えいたします。

まず、遠隔会議システムにつきましてですが、ICT を使いまして双方向でいわゆる遠く離れたところの方々と画面を通して会話ができる、映像が交流できるというシステムを使っているわけですが、市内では、すでに2つの小学校の間で、将来卒業したら同じ中学校に行くという子どもたち同士で、この遠隔会議システムを使いまして、国語の授業でありますとかあるいは外国語、プログラミング学習について一緒に同時に授業をして、映像を見ながら交流をしているということがございます。

さらに、愛媛県の大洲小学校、これは中江藤樹先生とのつながりの中で遠隔会議システムを使って交流をするということも行われています。

今後のことも含めましてですが、今、市内でさらに進んでいるところにつきましては、オリンピックの金メダリストである女子柔道家と繋がってその選手からお話を聞いて、教室にいなながらその方に質問をするというような取組みもされています。

さらに、中学校ですが立命館大学の学生さんと繋がって、お話を聞いています。この方につきましては、ウルグアイの元大統領と対面された経験がありまして、そこで得た話を子どもたちに話をして、本当の幸せとはどういうものかということ意見を交換しているところもございまして、中学校をもう一つ紹介しますと、かつて高島市で勤務していました外国語指導助手、ALT とつながりまして、この方はカナダの人でしたけれど、カナダと市内の教室をつないで、英語によるコミュニケーションをするということももう始まっております。

この遠隔会議システムは、空間を超えて、あるいは時間を超えてそういう制限なく交流ができますので、今後さらに多様な人たちとの交

流の中で、自分の考えを広めていくことができるものというふうに思っております。私も期待をしているところでございます。以上でございます。

【担当：教育指導部学校教育課】

令和3年3月9日

森脇議員

（質問番号3）子どもの全面的な発達をどう保障するかについて

- 1 全学級で「距離を確保できる」教育環境は整備できたか
新年度に35人を超えるクラス数と市教育委員会の対応
- 2 コロナ禍で制限された学校現場の検証と新年度の教育方針への
反映
- 3 臨時講師の確保と市教育委員会の対応
- 4 教員免許更新制の廃止を含めた制度の見直しを関係機関に要請
する考えはないか

教育長答弁

（答）お答えいたします。

日本共産党高島市議団を代表されましての森脇議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の1項目め「市内小中学校全学級で『距離を確保できる』教育環境は整備できたか」についてでございますが、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の座席間隔をとるよう示されておりまして、本市におきましては、基準を満たしていることを確認しております。

次に1点目の2項目め「新年度に35人を超えるクラス数と市教育委員会の対応について」でございますが、現時点におきましては、新年度、すべての小中学校で35人以下学級となる見込みであります。

次に2点目の「コロナ禍で制限された学校現場の検証と新年度の教育方針への反映について」でございますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、修学旅行をはじめ、中学校部活動の大会や発表会、小学校の陸上記録会など、子どもたちにとりましては、その時期にしか経験できない、貴重な学校行事が中止や見直しを余儀なくされることとなりました。教育委員会としましても、学校長と連携を密に取りながら、コロナ禍の教育活動について、その都度協議をし

て進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が完全に見通せない現在、次年度も新しい生活様式に基づいた教育活動を工夫して実践するよう指示したところであります。

各学校におきましても、今年度のコロナ禍の教育活動を評価し、学校運営協議会の意見をいただきながら、次年度の構想を現在検討しているところであります。

次に3点目の「市内小中学校における臨時講師の確保と市教育委員会の対応について」であります。年度途中の急な臨時講師の任用につきましては、補充がむずかしい場合がございます。その場合には、市教育委員会としましても学校と連携して、県の講師登録名簿からの情報収集や近隣の市町教育委員会ならびに大学等への問い合わせを行い、臨時講師確保に向けて最大限努力しているところでございます。

最後に4点目の「教員免許更新制の廃止を含めた見直しを関係機関に要請する考えはないか」についてであります。教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立つことを目的に実施されているものであります。令和3年1月26日付け中央教育審議会答申において、教員免許更新制に関して、より包括的な検証を進め、総合的に検討していくことが必要であるとすでに示されていることから、「廃止を含めた見直し」を要請することについては考えておりません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

31人から34人学級での教科加配、支援について市独自の対応、また県からの加配をもらうなど、その時に応じてのできる対応はしているか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどの初問で、次年度は全ての学校で、35人以下学級になる見

込みであると、答弁させていただきました。これにつきましても、今年1年間、その都度県教育委員会に要望してまいった結果として、そのような見通しが立っているということでございます。次年度以降も引き続き要望していきたいと考えております。それから31人から34人の学級への支援についてでございますが、これにつきましても県教育委員会から加配をいただいておりますし、また必要に応じて市教育委員会からも教員の加配をさせていただきます。場合によっては人数の多い学級は、2つに分けて授業をするなど、それぞれの学校で工夫していただけるよう市教育委員会としても努めているところでございます。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和3年3月10日

今城議員

（質問番号1）地方分散型の社会に向けたまちづくりについて

- 6 近江今津駅周辺に存在している資産の文化的および歴史的な付加価値をどのように高めていくのか。
- 7 江若鉄道今津駅舎の保存に向けて市としての支援を行うことについての所見を伺う

教育総務部長答弁

（答）今城議員の質問番号1の6点目、7点目のご質問にお答えいたします。

まず、6点目の近江今津駅周辺の資産について、文化的および歴史的な付加価値をどのように高めていくのか、についてでございますが、議員仰せのとおり、近江今津駅周辺には、宿場町・港町として栄えた江戸時代の様相を伝える町並みや、明治時代以降の地域の近代化の象徴といえる建物などが残されており、そのうちヴォーリズ設計による3棟の建物は、国の登録有形文化財とされているところです。今後は、これらを今津地域の魅力が発信できる貴重な素材として、市民の皆さんとともに活用を図っていきたいと考えております。

次に7点目の江若鉄道近江今津駅舎の保存に向けた市の支援にかかる所見についてでございますが、江若鉄道近江今津駅舎は、昭和6年の安曇から近江今津間の開通に合わせて建築された、現存している唯一の江若駅舎で、三角屋根の洋風の外観が特徴的な建物であります。

現在、所有者が解体を予定されている中、地域住民が中心となり保存に向けた活動をされていることは聞き及んでおりますが、建物の文化財としての保存については、なにより所有者の意思が重要でありますことから、市といたしましては必要に応じて関係者に文化財的価値等についてご説明させていただく用意はございます。

以上、私からの答弁といたします。

(6点目・再質問1)

今津駅周辺の歴史的・文化的に価値のある街並みについて、活用を図っていききたいということであったが、持続的な活用が図られるように文化財関係の制度を活用してエリアとして面的にそれらの価値を明確化してはいかがか。市の考えを伺う。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

今後の活用ということでのご質問でございます。建物につきましては、文化財保護法による国の有形文化財登録に推薦をさせていただくことが考えられます。また、現在作成中の「高島市文化財保存活用地域計画」では、高島市の歴史文化の特徴を示す関連文化財群として「都とつながる山・川・道」のストーリーを設定しており、近江今津駅周辺の歴史的資産は、このストーリーを構成する素材とさせていただいているところです。

(6点目・再質問2)

そのように位置付けられているということで、単なる一つ一つの建物ではなく、エリアとして面的に大変価値があると思われるので、ぜひとも新たなるバージョンアップした指定についても、今後ご検討いただければと思うがいかがか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、このストーリーの設定という時点で、面的という考え方を持っておりますので、そのような取り組みを、近江今津駅周辺に限らず、市内の歴史的な資産のある地域で「高島市文化財保存活用地域計画」に沿って、対応して参りたいと考えています。

(7点目・再質問)

江若鉄道近江今津駅舎について、市の方から関係者に文化財的価値の説明をさせていただき準備があるとお答えいただいたが、できるだけ早いタイミングで市から保存の必要性を説明していただくことが望ましいと思うが、市の考えを伺う。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

ご質問の近江今津駅舎につきましては、これまでに所有者から平成21年と平成29年の2回にわたり、解体の検討に際してお問い合わせを頂いており、「地域史上の意義を含む重要な遺構である」という滋賀県の調査結果と、また「駅舎当時の旧状をよく残す建物である」という旧今津町の評価をお伝えしております。また求められれば、こうした評価につきまして、対応させていただくところでございます。

【担当：教育総務部 文化財課】

令和3年3月10日

山下議員

（質問番号1）安全・安心で快適な学校教育環境整備について

- 1 通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒数（別室登校児童生徒数も含む）の令和2年度の傾向と令和3年度の推移について
- 2 教育支援員の配置基準について
- 3 教育支援員の今後の増員計画について

教育指導部長答弁

（答）山下議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒数の令和2年度の傾向と令和3年度の推移」についてでございますが、学校からの報告を集計しますと、令和2年度の本市における通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒および別室登校の児童生徒の割合は、小学校で約12.2%、中学校で約13.6%となっております。令和3年度につきましては、現在のところ、今年度とほぼ同様の割合になると考えております。

次に、2点目の「教育支援員の配置基準」についてでございますが、市内全小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の人数や個別支援の必要度、ならびに教職員の体制などをもとに、総合的に判断して配置しているところであります。

最後に、3点目の「教育支援員の今後の増員計画」についてでございますが、

特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援を図るため、小中学校の実態を踏まえて検討するとともに、学校における組織的な特別支援教育の推進や関係機関とのさらなる連携強化など、総合的な支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

2月25日の総合教育会議での市長の「必要な支援員は配置している」との発言の意図は。

市長答弁

(答) 先日開催をさせていただきました総合教育会議での私の発言についてのご質問かなというふうに思うんですが、少し私も、こう総合教育会議が終わってからの発言とのことでございますけれども、詳細については、ちょっと記憶はしてないのですけれども、発言したとするならば、先ほど来議論になってございます、例えば発達障がいをはじめとした子どもたちに対する学校の教育現場を踏まえて、教育支援員は配置をしてございます。それは、少し、記憶は定かではございませんが、単独加配、市の独自加配、これは教育支援員といいますのは、おそらく全国で発達障がいの子どもが増加傾向にあります。この10年来、例えば過去10年前ですと、例えば小学校中学校でせいぜい3%、4%ぐらいの比率であったのが、今は2桁に推移しているという状況です。その状況を踏まえて、市独自の支援策として、単独で加配をさせていただいています。その、先ほどの21名というのは、例えば子どもたちの数、あるいは学校数を比較していただいて、できましたら県内の他の市町の教育支援員を単独で加配しているところがあるのかないのか、一度お調べをいただければと思いますが、高島市といたしましては、かなり他の市町に比べて、手厚く教育支援員を配置しているのは、私は間違っていないというふうに思いますし、それを踏まえて私がどのような発言をしたのかは、記憶は定かではございませんが、市としては、しっかりと対応しているという趣旨のことを発言したのではなかろうかな、というふうに記憶をしております。

以上でございます。

令和3年3月11日

是永議員

（質問番号1）不登校児童生徒へのサポートについて

- 1 現状の把握について
- 2 学びの場の保障について
- 3 中学卒業時の支援について

教育指導部長答弁

（答）是永議員の質問番号1の1点目から3点目までのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の不登校児童生徒の現状についてでございますが、令和元年度に行われました文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、全国の不登校児童生徒の在籍率は、小学校で0.8%、中学校で3.9%となっており、全国的に増加傾向にあります。滋賀県や本市におきましても、ほぼ同様の在籍率であり、増加傾向を示しております。

次に、2点目の学びの場の保障についてでございますが、本市におきましては、不登校児童生徒への支援については、学校における生徒指導上の喫緊の課題の1つであると考えております。

まず、学校内の居場所づくりといたしまして、学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携をしまして、不登校のきっかけや継続する理由の把握に努めるとともに、不登校対応コーディネーターや学級担任、養護教諭を中心に全校体制で個に応じた支援の充実を図っているところでございます。また、別室登校をする児童生徒への学習面や生活面での支援の充実を図るため、必要に応じて教育支援員を配置しているところでもございます。

次に、学校外の居場所としまして、不登校児童生徒が通所する教育支援センター「スマイル」では、在籍校との連携を図りながら、指導員による個別の教育的ニーズに応じた支援の充実を図っております。また、教育相談・課題対応室におきましては、心理士や相談員による継続的なカウンセリングを通して、児童生徒や保護者の心情に寄り添

いながら、継続的な支援を行っているところでございます。

今後も、学校内外に心の拠り所となる居場所をつくり、個々の社会的自立に向けた支援を行ってまいります。

最後に、3点目の中学卒業時の支援についてでございますが、不登校生徒の中学校から高等学校への引き継ぎにつきましては、中高連絡会において、中学校での支援状況を丁寧に説明したり、入学後の適切な対応などについて情報交換を行ったりしております。また、よりきめ細かな引き継ぎを行う工夫といたしまして、本人や保護者の進学に対する不安を解消するため、中学校の教員や市内相談機関の職員が同席をして、面談の機会を設ける場合がございます。さらに、入学前に、進学先高等学校から不登校生徒への登校のはたらきかけが行われる場合もございます。

中学校卒業時に、具体的な進路先が定まらない可能性がある場合につきましては、卒業後も引き続き、不登校生徒や保護者が、市内相談機関等からの支援を受けられるよう、在学期間中に、関係機関の紹介に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問1)

高島市内の年間30日以上欠席している不登校児童生徒の中で、欠席日数が年間90日を超える児童生徒の割合は、小学生と中学生でそれぞれどの程度か。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

高島市内の年間30日以上欠席している不登校児童生徒の中で、欠席日数が年間90日を超える不登校児童生徒の割合につきましては、小学校、中学校ともに約半数の5割程度となっております。

以上でございます。

(再質問2)

不登校児童生徒に対して、学校での学びの場の保障として、どのような工夫をされているのか。また、誰が対応しているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

不登校児童生徒に対しましての学校での学びの場を中心にお答えいたします。

学びの場の保障についてでございますが、周囲の目が気になるという思いに寄り添いまして、他の児童生徒と出会うことのない時間帯に登下校して、別室で学習する場合がございます。また、他の児童生徒が下校した後、いわゆる放課後に登校して、学習支援などを行う場合もございます。

登校時の対応につきましては、学級担任、不登校対応コーディネーター、生徒指導および教育相談担当者が中心となりまして、全校体制で支援に努めているところでございます。

以上でございます。

(再質問3)

不登校児童生徒の学校外での居場所づくりとして、学生や教員OBなどの協力を得てはどうかと考えるが、そのような構想はあるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

現在、不登校児童生徒の学校外での居場所といたしまして、教育支援センター「スマイル」がございます。また、カウンセリングや相談を主とする「教育相談・課題対応室」もございます。

議員仰せの通り、学生や教員OB等の協力を得た居場所づくりにつきましては、今後、支援策のひとつとして、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和3年3月11日

是永議員

（質問番号2）新型コロナ感染症対策による音楽団体に対する公民館の利用規制について

- 1 公民館の利用規制については、どういう基準で実施していますか
- 2 他市と比較して市の見解について
- 3 土に学ぶ里研修センターの多目的ホールについて
- 4 規制緩和を判断する明確な基準を設けるべきと考えるが所見は

教育総務部長答弁

（答）是永議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「公民館の利用規制については、どのような基準で実施しているか」につきましては、市の新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針に基づき、公民館の場合は、公益社団法人全国公民館連合会が策定した「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に、公民館ごとに施設の実情に合わせた感染拡大予防マニュアルを作成し、感染防止に万全を期しています。

次に2点目の「高島市の利用規制が厳しいように感じるが見解を問う」とのご質問については、ガイドラインにおいて感染リスクが高いとされる、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動について利用を制限させていただいております。

この適用にあたっては、施設ごとに作成しましたマニュアルにより、個別に内容を判断させていただき、感染リスクの回避に厳格に取り組んでおり、施設管理者として適切な管理運営を行っていると考えております。

次に3点目の「マキノ土に学ぶ里研修センターの多目的ホールについて」ですが、この研修センター施設のうち、多目的ホールにつきましては、「高島市社会体育施設における新型コロナウイルス感染防止対策」により運用しておりますので、マニュアルを遵守いただくこと

で利用は可能でございます。

次に4点目の「感染減少期の規制緩和を判断する明確な基準を設けるべき」とのご質問につきましては、判断基準として、10月2日に改訂された全国公民館連合会のガイドラインに、「当該地域の生活圏およびその周辺において、概ね10日以上継続して感染者が確認されない等、感染リスクの低下が顕著であり、規制緩和に支障がないと判断した場合」と示されており、この基準は最低でもクリアすべきと考えております。

そのうえで、これからはじまりますワクチン接種が軌道に乗り、感染リスクが低下した段階において、市の感染症対策本部会議において総合的に判断することになるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問1)

子どもが音楽を楽しむ場が制限され、青少年育成という観点からも音楽活動ができないというのは問題があると思うが、文化振興、青少年育成を所管する部として課題と捉えられていますか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

教育委員会としましても、公民館におきまして制限をさせていただいています合唱や吹奏楽の音楽活動団体の皆さまが、長期間にわたり活動できず我慢を強いられていること、そして大人と一緒に活動してきた子どもたちの活動機会が減っていることは、重く受け止めており、皆さまと同様に一日も早く練習などの活動が再開できることを強く望んでいるところでございます。

そのためにも、今は、感染拡大を抑える時期でございます。

市民の皆さまがコロナを正しく恐れ、新しい生活様式を取り入れた活動を引き続き行っていただくことが、なによりも再開への近道になると考えております。

以上でございます。

(再質問2)

他市の音楽団体がどのように工夫して活動されているか等、情報収集をして、参考にされるお考えはないですか。

教育総務部長答弁

(答) お答えします。現在は、他市の団体の情報を収集するところまではしておりませんが、全日本合唱連盟のガイドラインには、おわりにの項目において「合唱活動には、感染のリスク、また、クラスター発生のリスクが存在します。そのため、参加者の安全と感染拡大防止を最優先として、活動について慎重な判断を行っていただくようお願いいたします。」と締めくくられております。

こうしたことも踏まえながら、長引くコロナ禍の中で、どのような対応策を講じれば合唱をはじめとする文化芸術活動が実施できるのか、継続できるのか、今後の状況を見定め、関係者の皆さまと共に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

令和3年3月11日

是永議員

（質問番号3）江若鉄道・今津駅舎について

- 1 江若鉄道今津駅舎保存活用協議会が所有者に対し、署名を添えて今後の活用を申し入れたことを、市は把握しているか。
- 2 この駅舎の文化財的価値について、どのように評価しているか。

教育総務部長答弁

（答）是永議員の質問番号3の1点目と2点目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の江若鉄道近江今津駅舎保存活用協議会が所有者に対し、署名を添えて今後の活用を申し入れたことを市は把握しているか、についてでございますが、本年1月に江若鉄道近江今津駅舎保存活用協議会を発足されて活動されていることは聞き及んでおりますが、署名を添えて活用を申し入れられたことは、承知しておりません。

次に2点目の駅舎の文化財的価値についてどのように評価しているか、についてでございますが、江若鉄道近江今津駅舎は平成11年度に滋賀県が行った近代化遺産の調査に取り上げられ、地域史上の意義を含む重要な遺構であると報告書に記載されている他、平成15年発行の『今津町史』では、特徴的な三角屋根を持つ駅舎当時の旧状をよく残す建物であると、評価しているところです。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育総務部 文化財課】

報告第6号

高島市教育施設長寿命化計画の策定について

高島市公共施設等総合管理計画に基づく教育施設の個別計画を定めた「高島市教育施設長寿命化計画」を策定したので報告する。

令和3年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別冊資料のとおり